

備品購入積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する備品の貸し出しに際して生じる備品価値の減少分を利用者から一定額の積立金を徴収することにより、社協財産運用の安定化を図ることを目的として定められる。

(対象者)

第2条 この規程は、沖縄市社協福祉機器借用規程並びに沖縄市社協福祉バス運営規程に規定される利用者を対象とする。

(積立金)

第3条 利用者は、1回ごとの利用につき一定額の積立金を納めるものとする。

2 積立金の額は別に定める。

(積立金の使途)

第4条 積立金は、原則として借用した備品に関することのみを活用されるものとする。

2 積立金の使徒・活用については、社協理事会の議決により定められる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

備品購入積立金に関する内規

自 平成12年4月1日

至 平成14年3月31日

1. この内規は、沖縄市社会福祉協議会（以下「社協」という。）備品購入積立金規程に基づき、定められる。
2. 社協の備品借用にかかる積立金は、以下のとおりとする。

備品名	金額(円)	備考
福祉バス	3,000	1回(48時間以内)使用につき
その他備品	—	(随時検討)

3. 積立金は、備品借用の申請のときに納めるものとする。ただし、いったん納められた積立金は、原則として返金されない。
4. この内規は、2年ごとに見直されるものとする。
5. この内規に定められないものは、社協事務局長の専決事項とする。